

平成30年旭市議会第2回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成30年6月15日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	20
所管事項の報告	20
閉会	26

文教福祉常任委員会 平成30年6月18日（月）

付議事件	29
出席委員	29
欠席委員	30
委員外出席者	30
説明のため出席した者	30
事務局職員出席者	30
開会	31
議案の説明、質疑	33
議案の採決	39
所管事項の報告	41
請願の審査	43
請願の採決	47

意見書案の説明	4 8
閉会	5 2

総務常任委員会 平成30年6月19日（火）

付議事件	5 5
出席委員	5 5
欠席委員	5 5
委員外出席者	5 5
説明のため出席した者	5 5
事務局職員出席者	5 6
開会	5 7
議案の説明、質疑	5 9
議案の採決	6 7
所管事項の報告	6 9
陳情の審査	7 2
陳情の採決	7 7
意見書案の説明	7 7
閉会	7 9

建設経済常任委員会

平成30年6月15日（金曜日）

建設経済常任委員会

平成30年6月15日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第10号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長 宮内 保

副委員長 林 晴 道

委員 佐久間 茂 樹

委員 平 野 忠 作

委員 高 木 寛

委員 平 山 清 海

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 島 田 和 雄

説明のため出席した者（15名）

副市長 加 瀬 正 彦

水道課長 加 瀬 宏 之

農水産課長 宮 内 敏 之

建設課長 加 瀬 喜 弘

商工観光課長 小 林 敦 巳

農業委員会
事務局長 赤 谷 浩 巳

都市整備課長 鶴之沢 隆

下水道課長 高 野 和 彦

その他担当
職員 7名

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） それでは皆さん、おはようございます。大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

何かきょうは梅雨の真っ最中ということで、何かまだ雨は降ってないようですけども、これから降ってくるような気がします。この後、また行政視察でちょっと雨の中の行政視察等になるかと思いますが、また委員の皆さん、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、島田議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました3議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で3議案でございます。まず、予算関係が2議案でございます。議案第1号の平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、それと、議案第2号の平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてであります。

次に、条例の一部改正といたしまして1議案でございます。議案第10号の旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。執行部といたしましては、委員の皆様

方からのご質問に対しまして、簡潔・明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしく何とぞ全て可決くださいますよう、お願い申し上げます。

また、本日、人事異動後、初めての委員会でございます。担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） はい。

○副市長（加瀬正彦） それでは、順次、自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○水道課長（加瀬宏之） おはようございます。水道課の加瀬でございます。本年で3年目となります。よろしくお願いいたします。

○農水産課長（宮内敏之） 農水産課長の宮内と申します。初めての課長職でございますので、皆さんよろしくお願いいたします。

○建設課長（加瀬喜弘） 建設課長の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○下水道課長（高野和彦） 下水道課長の高野と申します。よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課長鵜之沢でございます。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（赤谷浩巳） 農業委員会事務局長の赤谷と申します。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（小林敦巳） 商工観光課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月8日の本会議におきまして付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第10号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について建設課所管事業につきましては、議案質疑でご説明したとおりでございますので、特に補

足して説明する内容はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決について農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 9 ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。

6 款 1 項 5 目農地費、説明欄 1 の農地・水保全管理事業 1,247 万 5,000 円は、地域の共同活動による農用地、水路、農道等の適切な保全管理を行う団体を支援する多面的機能支払交付金の事業でございます。

歳出の内訳は、13 節農地費、農地等現地調査委託料 91 万 8,000 円は、活動団体の管理状況を現地確認する業務委託料の追加分になります。

19 節多面的機能支払交付金 1,155 万 7,000 円は、新規地区の万力支区の追加により増額をお願いするものでございます。内容につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。

この財源につきましては、現地調査委託料は国費で 100%、支払交付金は国費、県費合わせまして 75%が交付される見込みでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

補正予算書の 7 ページをお開きください。

14 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金、説明欄 1 の多面的機能支払交付金は、ただいま歳出でご説明しました国県の交付金 958 万 6,000 円になります。

恐れ入りますが、お手元の資料、多面的機能支払交付金事業位置図をご覧ください。

これは、市内で農地・水保全管理事業を行っております 11 団体を位置図に落としたものでございます。位置図左側中央部分、赤色に着色された区域が今回追加となりました万力支区環境保全会の活動区域でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 1 号補正予算中、農水産課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたら、お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 林委員。

○委員（林 晴道） この今補足でございました多面的機能支払交付金事業ですけれども、この事業における活動内容の報告等、その報告どのような形で行われているのかを聞きたいと思い

ます。

また、その活動の内容ですね。大きくどのような活動をしているのか。それから、お金の配分ですかね、人件費や活動に対する配分等が分かるようでしたら、教えていただきたいと思っています。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、活動内容の報告はということでお答え申し上げます。

まず、活動の報告は年度末に事業実績報告を市のほうに上げていただきます。そちらのほうを、作業日報または事業計画等と照査を行いまして、内容のほうを各活動団体の事務局よりヒアリング等を行いまして、確認をさせていただきます。その後、農用地面積、また、畑、田んぼ、水路等の内容の確認、現地の調査等も含めて行うような形になります。どのような内容かと申しますと、作業の内容は水路、農道等の地域資源の保全管理を行うための活動になります。

あと、お金の内容でございますけれども、それぞれ単価が設けられておりますので、そういったもの、支払調書等を内容を見て確認を行うようになりまして、現在、ちょっと詳細の内容につきましては、今資料を持っておりませんのでお答えできませんけれども、それぞれ、まず各団体は予算書を作りまして、その予算に基づいてそれぞれの事業科目ごとに支出のほうを管理を行っております。そういった関係諸帳簿のほうを実績報告の際に確認をさせていただくというようなことでございます。

併せて、これは国の補助、県の補助が入っておりますので、会計検査等対応がありますので、そういったものではしっかりと確認をさせていただいてるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） いいですか。ほかに。

平山委員。

○委員（平山清海） すみません。大変な金額の事業なんですけど、うちのほうも昔 10 年ぐらい前から保全事業やっております。1,247 万 5,000 円、大変な金額であります。田んぼがどのくらいあるのか、また、畑がどのくらいあるのか、ちょっとお聞きしたいんで、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（宮内 保） 平山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、万力支区の面積でよろしかったでしょうか。

こちらの面積のほうが、田が 418.42 ヘクタールでございます。畑につきましては、8.39 ヘクタールでございます。合計 426.81 ヘクタールが活動面積となっております。よろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 2 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 議案第 2 号、平成 30 年度旭市水道事業会計補正予算の議決については、先日本会議で補足説明したとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 2 号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間委員お願いします。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまでございます。議案第 2 号につきましては、議案質疑でだいぶ質疑が出て、その回答も出てると思うんですけど、よく分からなかったところ、聞こえなかったところもあるんで、ちょっと重なるところも出てきちゃうかもしれませんが、質問させていただきたいと思います。

大筋には、単価を下げると、多分 240 円を 30 円下げることですが、平均的には 12.5% ぐらい下げてるということで、それに伴って、半期ですけど、10 月から通年じゃなくて半期で減収になりますよということで、その分くらいを繰出金でもらうと、繰入金でもらうというような話だったような気がするんですけど、まず、当初予算から見て、値段を下げたことによって、今年度、30 年度の損益はどのようになるんですかね。その辺を。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

予定される当年度、要するに補正後の純利益ということでよろしいでしょうか。

○委員（佐久間茂樹） 補正前と補正後でお願いできますか。

○水道課長（加瀬宏之） まず、補正後のほうですが、補正予算書のほうの 4 ページをご覧くださいませでしょうか。

その 4 ページ、キャッシュフローの計算書になります。その左側、1 番、業務活動によるキャ

ッシュフロー、一番その下の行ですね。当年度純利益1億 3,323 万 9,000 円を予定しているところでございます。

それで、当初予算のほうですが、30 年度の当初予算のほうの純利益のほうが1億 6,878 万 4,000 円となっております。

以上です。

○委員（佐久間茂樹） 4 ページの1億 1,000 万円ってどこって言いましたっけ。キャッシュフロー。

○水道課長（加瀬宏之） はい。

○委員（佐久間茂樹） キャッシュフロー、どこら辺。1億 1,000 万円。

○水道課長（加瀬宏之） 補正後は……

○委員（佐久間茂樹） いや、補正前。

○水道課長（加瀬宏之） 補正前はこちらには載っていません。

○委員（佐久間茂樹） 1億 3,000 万円ね。

○水道課長（加瀬宏之） すみません、当初予算書の……

○委員（佐久間茂樹） 一番上ね、分かりました。これが補正後ですね。補正前が幾らだったっけ。

○水道課長（加瀬宏之） 補正前はこちらのほうには載っていませんが、当初予算のほうの予算書には載っておりまして、1億 6,878 万 4,000 円ということで計上しております。

○委員（佐久間茂樹） そうですか。

要は、繰入金 4,000 万円もらわなくても、1億円くらいの利益が出るんですよね。それで、3 ページを見ますと、この表で見ると1億 4,000 万円くらい、補正後で1億 4,000 万円の利益だから、4,000 万円引けば、多分1億円ぐらゐの利益が出るわけですよね。

それで、通常値段下げて、じゃ、売上げが減るからマイナスになりますよと、だったら補填してもらってもいいような気がするんですけど、きょうもらった資料に独立採算をという話で書いてありますけど、値段下げても利益が1億円出るのに、なぜ 4,000 万円も繰り出しをもらわなきゃならないのか。

ちょっと、まず最初に料金を下げてください、下げてくれるという意気込みは分かります。これは非常にありがたいことだと思って、まず感謝申し上げます。だけど、基本的に公営企業で独立採算制をとりたいということで多分値上げしたと思うんですが、単年度で1億 4,000 万円利益出てる、値段下げてもまだ1億円残りますよと、その中で、なぜ 4,000 万円補填されなければならないのかっていうのが、ちょっとしっくりいかないんですよ。

何でだろうと、何かその値段下げても1億円もうかっているのに、何で4,000万円出さなきゃならないのか。これもらうほうはいいんですけど、出すほうだとね。1号議案の中、1号議案でお伺いすればよかったんでしょうけど、出すほうに、なぜ経営がそんなに悪くないのに4,000万円補填しなきゃいけないのかと、これちょっとしっくりいかないところがあると思うんで、その辺何か理由があれば、教えていただければと思います。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） ただいまのご質疑ですが、水道事業はやはり独立採算制というのをとっております。そういった中、今後控えます更新事業、こちらのほうに多額な費用がかかるという中で、今まで平成19年ですか、料金値上げてから資金を蓄えているような状況にあります。

この更新事業ですが、いまだまだ明確なものは立っておりません。今年度、来年度でその辺の計画を策定しようかと思っているところでございます。そういった中で、計画ができ上がれば、だいたいの費用、概算の費用は出て、どれくらいの料金でどれくらいやっていけるという細かい計算もできるのかなと思っております。

ただ、今現在、やはり料金の格差是正というところの——是正というか、解消ですね——これに向けての料金の引き下げ、こういった中で水道事業としましては、まだ現料金のまま計画が立って、正確な料金、適正な料金が図れるまで同じような料金体系で継続していきたくったんですが、今の格差是正のために下げると、その下げるためには、じゃ、どうしたらいいか。事業もそのまま継続できるように、なおかつ料金を下げるということで一般会計のほうから協議しまして、一般会計のほうから年間限度額で8,000万円といただいて、料金をまず下げるという方向で、今回下げることになりました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 料金を下げていただけるのはありがたい。というか、要は、要するに繰入金4,000万円なくても下げることはできたわけですよ、そうしますと。それでも年間1億円の利益が出ているわけですよ。そういう話ですよ。それで、平成19年ですけど、合併して2年目で値上げの話が出ました。

その前に、この料金は要するに値上げ前に戻したと、ほぼ、そうでしたね。その19年に値上げになる時に、私は反対したんですよ。サービスは高く負担は軽くという大原則がありましたんで、だからそういった意味で私は反対させていただいたんです。ただ、その時の値上げの理

由というのは、当時、支払利息が約 2 億円くらいあったんですよね。全部、支払利息等に関して 2 億円ぐらいの繰入金してたんですよ。繰入金はしたくないと、というのは普及率が約 80% ですかね。

旭市の 20% の人は、水道料金に関係がないんだと、だから一般会計から水道に繰り入れはしたくないと、2 割の人に反発を受けると、そういった説明もあったと思うんです。こういった形で繰り入れができるのであれば、その時に繰り入れしていただければ、こんなに値上げる必要はなかったんじゃないかと私は今でも思ってます。

その時も、これから大幅な設備投資があるという話もありました。多分、一般質疑で高橋議員からお話しあったと思いますけど、この 10 年間で約年間 2 億円くらい増えてますから、20 億円くらいお金は残るわけですよ。今、29 年度の残、29 年度決算はまだ確定してないでしょうけど、幾らになって、30 年度は幾らになりそうですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 幾らっていいますと、どの辺での回答で。

○委員（佐久間茂樹） 現金です、現金残高。

○水道課長（加瀬宏之） 現金残高ですか。それでは、補正予算書のほうの 7 ページをお願いいたします。上から 2 行目になります。現金預金 19 億 5,004 万 2,000 円ということになります。よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） これは 30 年度の 3 月 31 日ということになります。

○委員（佐久間茂樹） 来年の予定だよね。

○水道課長（加瀬宏之） 来年、今年度末ですね。

○委員（佐久間茂樹） 29 年度の今年の決算は。

○水道課長（加瀬宏之） 29 年決算の予定額ということになりますか。お待ちください。

予定額になりますが、20 億 5,000 万円ぐらいになります。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） この数年、要するに決算、年度末の残高が多分 19 億円か 20 億円ぐらい、ずっとうろうろしてると思うんですよね。これだけお金、現金預金があって、しかも毎年 1 億円ずつもうかっていくと、なぜまたそれに追いかけて繰り出していかなきゃならないのかって、出すほうの立場からいって問題はないのかなと、ちょっとそこら辺が心配。

監査委員に言われるんじゃないかなと私は思うんだけど、その辺副市長どうですか。大丈夫ならば大丈夫でいいと思うんですけど。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 確かに一般会計の補正で今回 4,000 万円繰り出したと、この内容なんですけども、実は今、県のほうで高料金対策の助成という制度があります。これに対しては、これを使う必要があるのではないかと、もともと、たしか 19 年に値上げした時の議論というのは、今後の更新のためというのがありました。

さらに、その段階で一部まだ統合されてない水道事業に対しては累積の欠損もあった。その累積の欠損がまず解消していく必要があるということもあって、値上げさせていただいて、その解消ができて、今たまってきているという、そういう状況がありました。

それがあって、今は確かにコンスタントに利益が上がってきたという状況で、経営が非常にうまくいっている。ただ、今後は耐用年数 40 年を超えて、管の更新が当然控えている、当然資金需要も相当あるだろうと、そういう中で体力だけは蓄えておく必要がある。そういう中で、県の高料金対策の助成があって、市が出さないと県の助成金ももらえないという状況があります。そうすると、そこの中で最低限、じゃ、どこまで市として出せるかというのが 8,000 万円という上限で、これは協議が整って今回お出ししたという状況であります。

ですので、県のお金ももらいながら水道事業体力を蓄えていこうと、そういう面もあるということでご理解いただけると。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 実は、多分その辺があるんだろうと思って伺いましたんですけど、4,000 万円を例えば繰り出すことによって、県からの補助っていうのはどのくらいあるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今回の補正のほうには県の予定は入れてませんが、来年度以降だけということ、一般会計から 8,000 万円という繰出金があれば、これのだいたい 9 割ぐらいはいただけるものと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） そういった意味では、高料金対策ということですから、今回 1 億円残りま

す。多分来年も残ります。そうしたら、もっと下げられるという話ですよ。あと数%まだ下げられると、市だけでも単独で。そういう話になりますよね。

今回、だってこれ1億円残さないでもっと下げれば下げられるんじゃないかという話になると思うんですよ、きっと。ありがとうございます。取りあえず、それ期待して。

ただ、それと、ほかの公営企業もそうですけど、やっぱり繰り出しの基準、一般会計から市民全体のお金をある公営企業に出すわけですけど、その時の繰出基準、多分今、水道企業団の要するに支払利息は全部、各市の負担で出して、それは何か多分資本金という形で出してるのかなと思うんですけど、そういったやっぱり繰出基準というか、今回、この高料金対策っていうのは、いつごろから始まってますか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 申し訳ございません。県の高料金対策のいつごろからというのが、ちょっと私のほうでは把握しておりませんが……

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） すみません、ありました。資料がございましたので、創設が昭和 52 年ということになっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 昭和 52 年ってのは、平成 19 年に値上げしたんですけど、こういう制度があるってことでしたら、ちょっと今それは表立って堂々と言えるような話ではないような気がするんですけど、もっと早くからやるべきだったんじゃないのかなと。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） この繰出基準の話になりますと、これはあくまでも基準外の繰り出しになります。国のほうで繰出基準といって出しているもの、これについては資本費で立米単価というのが出てまして、その基準以上の金額でなければ繰り出しできないような、そういう制度でした。

それに基づいて、各市町村が始まった時に国の基準に基づいて出していたってのは、合併してからも何年かすると出していました。その基準を下がる——240 円というのはその基準は下がっていたっていう状況だったと思います。それで、その繰出基準には合わなくなったということで

あります。

県のほうも、現実にはお金がなかったと思うんですよ。この高料金対策の対策ってのは、その繰出基準の中での一つがあって、繰出基準外というのは、やはり後発のところが相当高いということで、県のほうもまた予算をつけ始めたという、そういう流れの経緯があったと思うんですね。

ですから、旭市が当時 2,500 万円ずつずつと出してた、これ基準外で出してましたけど、これに対して県のほうからお金はもらえてなかったと、そういう状況もあったということは、その時々で制度が変わってきているということはあるということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。どうもありがとうございます。これから、またさらに一段の値下げが期待できそうですんで、ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） 答弁はいいですね。

○委員（佐久間茂樹） いいです。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 2 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 議案第 10 号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

お配りいたしました水道料金改定資料に沿って、ご説明いたします。こちらになります。よろしいでしょうか。

それでは、1 ページ目をお開きください

1 番、水道事業の概要となります。

（1）は水道事業の沿革についての説明となります。本市の水道事業は、市町村合併に伴い、旧市町の水道事業を引継ぎ平成 17 年 7 月に、計画給水人口 5 万 8,723 人、計画最大給水量 1 日当たり 2 万 6,979 立方メートルとして経営認可を受け、事業を進めております。

2 ページをお開きください。

水道料金の推移となります。平成 19 年 3 月まで合併時の暫定的な措置として旧水道事業体そ

それぞれの料金としておりましたが、平成 19 年 4 月 1 日より統一料金に改定し、現在に至っております。これはちょうど表の下から 2 行目となります。

それでは、次、3 ページですが、3 ページは水道料金改定の要旨となります。

現在、水道料金は、平成 19 年度に区域ごとにまちまちであった料金体系を統一した際に改定したものでございます。独立採算制を原則とする事業経営を目指し、安心安全な水道を継続的に供給することを目的に改定したものでございます。

事業の経営は、料金の改定以降、欠損金の解消、それと企業債の繰上償還を行ったことで、後年度の負担が軽減され利益及び留保資金が確保されてまいりました。

また、今後の経営環境としましては、給水人口の減少、節水等による使用量の減少が見込まれております。また、上水供給開始から 38 年が経過する中、老朽管をはじめとした施設の更新や耐震化など、多額の費用が必要になると見込まれております。現行の料金は県内でも高額な水道料金で、近隣地域の同一形態の事業体と比べましても高額となっており、格差是正に対する要求が高まっていると認識しております。

このような中、昨年末より関係部署と協議を重ねた結果、水道事業として利益を確保した中、利用者の負担軽減を図るという水道料金の改定を進めることといたしました。

それでは、4 ページをお願いいたします。

3 番、水道料金改定の概要になります。

(1) 現行料金での近隣市町との比較となります。現行料金は 1 立方メートル当たりの料金で旭市は 240 円、同じ東総広域水道企業団から受水している銚子市は 124 円、東庄町は 210 円となっております。銚子市については、東総広域水道企業団からの受水のほかに、昭和 12 年の創設による独自の水源、浄水場を持っておりますので単価が低く抑えられていると思われれます。

この表の中で④の供給単価と⑤の給水原価、これを比較しますと、旭市と銚子市が給水原価より供給単価が上回っている状況で、これは、先ほども佐久間委員のほうからご質問ありました経理上赤字ではないことを示しております。一方、東庄町、香取市、それから八匠水道企業団は下回っている状況になっております。

⑨の補助金（効果）の分を加えた⑩の供給単価（効果）では東庄町、香取市、八匠水道企業団も給水原価を上回ることであります。これは、高料金対策として⑥県補助金、それと⑦他会計補助金——これは一般会計からの繰出金となります——が入ることで収支が黒字になっていることを示しております。このような近隣事業体の状況を踏まえ、今回、料金の引き下げについて協議を重ねてまいりました。

次に5ページですが、(2)料金の算定期間でございます。料金の運用期間を平成33年3月までとし、3年後に再度、調査検討を行うことといたします。

(3)の料金改定実施時期は、水道料金システムの改修や周知のための期間を要するため、平成30年10月1日から実施する予定であります。

(4)は、使用水量別の、改定料金と現行料金の比較となります。

それでは、6ページをお開きください。

(5)は現行水道料金——これは税込みになります——での県内順位の比較となります。日本水道協会の調べによるもので、口径13ミリメートル1か月で10立方メートル、20立方メートルを使用した料金の比較となっております。当市は10立方メートルでワースト1位、20立方メートルでも2位と高い順位となっております。

近隣市町を見ますとそれぞれ8位、11位、銚子市は30位となっております。今回の料金改定後は、10立方メートルで比べますと香取市、東庄町と同じ順位となっております。

それでは、次に7ページをご覧ください。

4番、財政収支計画(1)は、業務状況の推計でございます。行政区域内人口は旭市総合戦略、将来の人口推移(市独自推計)によるものとなります。年間受水量、有収水量、給水人口は、平成18年度から平成28年度までの水道事業の実績に基づき推計したものととなります。行政区域内人口に比べ、年間受水量、有収水量、給水人口の減少幅は緩やかですが、減少傾向を表しております。

8ページをお開きください。

(2)財政収支の推計となります。

①改定料金による収益的収支の推移でございます。料金を240円から10円刻みで200円まで計算しております。推計の基本数値はご覧のとおりですが、建設改良費は現在の職員数で可能な事業費として年間4億円を見込んでおります。

平成30年度は料金収入を10月から半年間で推計しているため、各料金とも利益が見込まれております。現行料金の240円では減少傾向ではありますが、損失は出ておりません。230円では平成45年、220円では平成34年、210円、200円は、平成31年度以降、損失が見込まれるようになります。

次の9ページですが、②現行料金と改定料金の推移となります。

改定料金(案)210円と設定し、高料金対策のための補助金——これは市の繰入金、繰出金となります——として年間8,000万円の収入を見込んだ場合、真ん中の青い線になりますが、平

成 40 年度まで赤字、損失は出ないということになります。これを踏まえまして、今回の料金改定 210 円の提案といたしております。

以上で議案第 10 号の補足説明を終わりにいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 10 号について質疑ありましたら、お願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、伺いたいんですが、本会議の議案質疑でも行いましたけれども、なかなか詳しいところまで分かりづかったものですから、再度聞きたいと思いますが、ここで言ったら 3 ページになりますけれども、改正の要旨についてでありますけれども、何点か分けて聞きたいと思いますが、まず 1 点目ですね。

今後の経営の環境としては、給水人口が減少するという見込みが立っているということなんですけれども、どのぐらいの給水人口の減少を見込んでいるのか、伺いたいと思います。

2 点目、節水等による使用量、それも減少が見込まれるということですが、節水に対してどれほど使用量が減少するという見込みを立てているのかを伺います。

次に、3 点目ですか、これ老朽管の設置の更新に多額の費用を要するということを見込んでいっていることを、常々申しておりますけれども、多額の費用とはどのぐらいものを見込んでいなのか、具体的に伺いたいと思います。

次が 4 点目になりますか。関係部署と協議を重ねた結果ということではありますが、関係部署というのはどこになるのかを伺いたいと思います。

次、5 点目ですね。関係部署の中に市民等は入っていないのかなというふうに感じるころなんですけれども、利用者の負担を軽減を図るためと、言葉はいい言葉なんですけれども、格差は正に対する要求が高まっていると、どの程度、それ捉えているのかなというのが気になりますので、そこも要求が高まっている具体的な内容を知りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 何点かご質問をいただきました。

それでは、最初にご質問をいただきました件です。最初、給水人口ですか、こちらのほう、これは資料のほうの、先ほどの資料、こちらの 7 ページのほうをちょっとご覧いただければ分かるかと思います。

こちらに給水人口、平成 28 年度の実績で 5 万 7,755 人、それから、平成 39 年度になりますが、最終的には 5 万 7,169 人ということで推計しております。

同じく使用量の減少どれくらいだということだということだと思います。節水のための使用量というのはどれくらいあるんだと、ちょっと節水だけの具体的な数字は把握しておりません。ただ、給水人口の減少に伴うものも大きいのですが、年間有収水量、その上 3 行目、こちらのほうも 28 年度で 560 万 6,255 立方メートル、39 年度では 556 万 3,000 立方メートルを見込んでいるところでございます。

それと、費用でした。老朽管の更新費用ということです。再三ご説明してまいっていますが、今年度と来年度で合わせまして長期計画を今策定中でございます。その中で、更新事業どのようにしていくか。一応、今の分かる範囲では、まず更新という中で耐震性を持たせる。要するに耐震化を先に進めようかなという優先順位を進めようという方向ではいます。

この費用ですが、やはり計画が出てみないと全体的な概算費用は出ないということでお考えいただければと思います。ただ、今、予算書のほうの貸借対照表にもございますように、資産で約 120 億円近くございます。これらは 40 年前から資産積み上げてきたものになりますので、今では価格としても、恐らくもしこれを事業化するとなれば 3 倍、4 倍というお金になってくるのかなということにはなろうかと思います。とっってもちょっと大きいお金になるという感覚ではあります。

それと、どちらの部——協議はどこでやったのかということになりますが、もちろん財政当局はもちろん副市長をはじめ市長まで、全てを……

(発言する人あり)

○水道課長(加瀬宏之)　そうです、それと外部のほうでは水道の協議会、そちらのほうでも諮問をしまして、回答をいただいているところでございます。もちろんこの協議会には市民の代表、有識者等が入っている協議会となります。

以上でよろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○水道課長(加瀬宏之)　すみません、じゃ、最後に格差是正の要求ということで、どれくらい数値にあるのかと、数値的にはございませんが、議会のほうからのご質問等、いろいろ加味しました中での話となります。

事業運営している中でも、やはり外部から越されてきた方々が、旭市は高いですねというお話は何度かいただいております。

以上です。失礼します。

○委員長（宮内 保） 林委員。

○委員（林 晴道） 分かりました。それで、老朽管のこと再三説明をいただいているということなんですが、全くよく分からないので、きょうは具体的に聞きたいと思うんですが、耐震管への布設替えというのですか。どのぐらいの耐用年数を過ぎているものが、どのぐらいの延長があるものなのでしょうか。

それから、その事業計画を立てる上で、耐用年数が過ぎているものを何年ぐらい今後使えて、どのくらいでもう一斉に交換していくんだよと、そういうことが検討されているのであれば教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） まず、管がどれくらい使えるかということで、一応法定耐用年数として40年というのがございます。これ使える、使えないということではなくて、減価償却期間ということで40年ございます。

それで、先ほど来ご説明してますが、今長期計画を策定中でございます。その中で、旭市の環境、要するにどういった自然環境の中に管が入っているか等を考慮しまして、旭市独自でどれくらいもつだろうという、使用期間というものをこの計画の中で定めていくと、そういった中で、じゃ、どのように更新をしていくか、どれを優先順位、どれをとって更新をしていったら一番いいのかというのを判断していきたいと考えております。

それで、あとは一律では何年使えるかということですが、これについては一律ではございません。やはり、管が入っている場所等で自然環境、それから交通量、道路にありますので交通量等で管に及ぼす影響もだいぶ違いますので、一概に何年までということのはっきりは申し上げられません。ただ、全体の平均としてどれくらいだということを、今後計画の中で定めていきたいとは思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 林委員。

○委員（林 晴道） なかなか難しいですね。どのぐらいの延長がそれにかかわってくるのか。年間、それでは年度で何メートルぐらいの延長を、この耐震管に布設替えをしていくことができるのか。

それから、さじ加減だと思うんですよね。どのくらいもつのか。耐用年数過ぎても使えるとい

うのが、最長どのぐらいをもたせることができるのか。それによって、やはり格差是正、まだ幾ら改正が行われた後でも、やっぱり幅が少ないんで、それでも県内では価格がまだ高いんですよ。全然是正になってないということになってしまいますので、その辺のところがやはり明確にならないと市民も納得できない、そのように思いますので、もうちょっと具体的に耐用年数が過ぎていても、どのくらい使うんだよということが分からないと厳しいのかなと思うんで、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） どれくらいだって、先ほどちょっとご説明しました。旭市は、じゃ、どれくらいにするかって、今後検討していくわけなんですけど、今手元の資料の中でありますのは、管はだいたい最大でも 80 年ぐらい。これは、事故とか耐震性能を考慮した中で 80 年ぐらいという資料はございます。

ただ、管の質、物にもよりますので、塩ビ管からダクタイル铸铁管まで、だいたい铸铁管になりますと 80 年くらいもつよということにはなっているようです。これらを今後具体的に決めていくということになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） いいですか。

特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

以上で付託議案について質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課より、新しく都市公園として追加しました日の出山公園の供用開始についてご報告させていただきます。

日の出山公園は、地域住民の安全・安心の確保のため、津波の被害が想定される矢指地区に建設した津波避難施設です。また、平常時には、地域の憩いの場所として利用できるよう芝生の広場を整備しております。

去る5月22日に竣工式を行いました。芝生や樹木等がしっかりと根づく養生期間を確保するため、7月2日より供用開始をいたします。完成後は、担当のほうを総務課から都市整備課のほうへ移管しておりますので、今後の維持管理につきましては、都市整備課で行っていきたいと思っております。

以上で都市整備課からの報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

平山委員。

○委員（平山清海） 築山ができ上がって、草がすごい生えてて、遠くから見ると真っ青で誠によかったんですけど、草を刈ったらはげ山になってまして、上のほうね。ちょっと醜いなど、あれはまた芝生を張り替えたりするのかな。7月のオープンですか、そこまでにはやるのかなと、ちょっと気になって、格好悪いなと思ひまして質問します。

○委員長（宮内 保） 平山委員の質問に対して、では都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ご指摘ありがとうございます。若干茶色になってるような部分のことかと思ひます。その部分につきましては確認をしております。当初、5月22日の竣工式の時よりも少しずつ改善している部分も見受けられますので、今後も状態に注意しまして管理をしていきたいと思ひしております。少し見守っていききたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに。

林委員。

○委員（林 晴道） 日の出山公園、今平山委員からもご意見ございましたが、僕も自分の知り合ひの植木業者さん、同じようなことができる業者さんに聞いたんですが、それでもあれはちょっとひどいんだよということでありました。これしっかりと指摘をされたほうがいいのじゃないかなと、やっぱり市民に見たらみんなそう思ひますよ。民意をしっかりと酌んで、施工したところにしっかりと指導するべきと、そのように思ひます。

また、年間の管理内容とその管理でどのぐらいの予算がかかるのかを伺いたいと思ひます。

○委員長（宮内 保） 林委員の質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ありがとうございます。ご指摘のありましたように、今後注意して都市整備課のほうは市民の皆様の憩いの場となるように十分管理をしていきたいと考えてお

ります。

年間の維持管理の内容ですけれども、契約額のほうがだいたい年間 388 万 8,000 円で契約をしております。内容ですが、高木、ヤシの木とか、サルスベリとか、いろいろありますので、それの高木の剪定など、あと、低木の剪定、機械で刈ったりするという作業を予定をしております。

それと、夏と冬に薬剤で虫の防除など、あと水やり、かん水、それから肥料、そういったものを見込んでおります。あと、芝のほうの管理としましては、芝刈りを年に 2 回程度、機械で刈ったりすることも予定をしております。それから、施肥をして、同じく薬剤で防除して、害虫等の発生、雑草の発生しないような形で対応したい。あと、目土といいまして、芝生が育成がよくなるように、少し上に砂をまいたりすることも年に 2 回程度予定をしております。

概要としては、そういった維持管理を予定をしておりますが、状況を見ながらそれをまた若干対応変更しながらやっていきたいというように考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかにございませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） 一応所管ということで、農水産課と商工観光課にちょっとお尋ねしたいんですけども、明智市長の政務報告の中で農業生産額が平成 28 年が 548 億円から、去年は 567 億円、19 億円伸びましたよね。この旭市の伸びた要因、例えば畜産が大きく伸びたとか、米とかがあろうかと思います。

分ければその辺と、もう 1 点、全国のランキングを 1 位から 10 位まで、また商工観光課のほうには、今まで砂の彫刻が文化の杜で 2 年間有料でやってましたよね。今年から、今度は今まで矢指でやったんですけど、飯岡海岸のほうに行きます。当然、あそこは砂浜をどんどん広くなって、環境には非常にいいかと思います。

ですから、飯岡の場合は、多分今まで文化の杜は有料で 2 年間やりましたよね。今回は料金体系どのようなものか。そして、あそこに行く過程には、どんな議論が交わされたのか。今まで、たしか矢指海岸で長らくやってきまして、たしか震災の終わった 2 年後ぐらいにはふるさと大賞って、全国のナンバー 2 の賞をもらったんですよね、砂の彫刻でね。そういう旭市の伝統があるものですから、これはもうぜひやっていただきたい。

それで、もう一つは今回期間が非常に何か短い。せっかくお金をかけて、もうちょっと長くなったほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺をちょっとお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 平野委員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課のほうから農業産出額につきましてご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

まず、昨年、27 年から 28 年にかけて、農業産出額約 19 億円増えているわけですが、何が伸びたのかというようなことで、まず、農業産出額のほうでは 567 億 4,000 万円、これが全国第 6 位、関東第 2 位でございます。

主に増えたものを申し上げますと、米のほうが約 7 億円増えまして 420 億円。野菜のほうが 10 億 4,000 万円増えまして、206 億——失礼しました、先ほど米のほうも 42 億円ですね、失礼しました——7 億円増えまして 42 億円でございます。失礼しました。

野菜のほうが 10 億 4,000 万円増えまして、206 億 1,000 万円でございます。あと、畜産のほうで肉用牛のほうが 3.7 億円増えまして 20 億 9,000 万円、豚のほうが 3 億 3,000 万円増えまして 188 億 7,000 万円でございます。そういったものが主に増えた原因になります。

あと、全国ランキングのほうでございますけども、1 位が愛知県田原市が 853 億円、主な品目はカキと野菜になります。第 2 位が茨城県鉾田市、こちらが 780 億円、主な品目は野菜と豚肉でございます。第 3 位が宮崎県都城市で、754 億円で豚と肉用牛が主な品目になっております。続きまして、第 4 位が新潟市でございます。こちら 623 億円で、主に米のほうの主となっております。第 5 位が北海道別海町でございます。こちらは 624 億円で、生乳、酪農のほうが主な品目となっております。あと、全国ラインは 5 位くらいまででよろしいですか。10 位まで申し上げればありますけども、そこまではよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮内敏之） 以上でございます。

○委員長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、砂の彫刻の関係でございます。今年は飯岡のほうになぜ来たということでございます。こちらにつきましては、砂の彫刻の実行委員会のほうからお話がございまして、まず、2 年間文化の杜のほうでやっておりました。あの時は、だいぶ規模も大きく、料金等も徴収しましてだいぶお客さんも来ていただきました。

28 年の時は、たしか恐竜の関係、大変好評でありまして、たくさんのお客さんが来ていただきました。昨年はまた違った内容でということで、ただし、あそこまでの砂の、どうしても砂の運搬料がたしか 200 万円ちょっとかかるとかっていうことで、だいぶ規模も大きくなってき

たということと、砂をどうしてもあそこ持ってきて、また片すと、それでだいぶ費用がかかってしまったということで、実行委員会のほうから、今年はできましたら海岸のほうに戻したいという意向がございました。

その中で、なぜ、じゃ、飯岡なのかということでございますが、以前から矢指のほうでもちょっとお話はあったんですが、実際にはあそこ堤防ができましたので、それでこちらのほうへおりづらくなったということもありまして、文化の杜のほうに移りました。現在、あそこ矢指があるのは、砂がだいぶやはり——当時からこれお話はあったんですが——だいぶ砂が飛ぶということで、固めるのにだいぶ大変だという、そういう苦労があったようです。今年、飯岡のほうは砂も少しかたいということで、今年は飯岡のほうでやらせていただきたいということで話がございました。

料金のほうは、今回は徴収しないということでございます。期間が短いということですが、やはり期間が長いと、だいぶそれを維持管理する、それから警備する等もございまして、だいぶ金額がかかると、要はだいぶちょっと金額が、キャパが大きくなってしまったということがありまして、その辺で今回はちょっと期間短いんですが、飯岡のほうにということでございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） いいですか。

平山委員。

○委員（平山清海） 私も砂の彫刻の件で、今の何で飯岡になったのかっていうのを聞きたかった。それ今説明で分かりました。

それと、また話は戻るんですけど、日の出山公園、下がゲートボールとかできるようにするとかっていう話は、ちょっと聞いた話なんですけど、それと、あとトイレは作るんでしょうか。公園ですからトイレ必要だと思うんですけど、お願いします。

○委員長（宮内 保） 平山委員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ゲートボールができるのかというご質問です。南側のところ、かなり広い芝生の広場になっておりまして、だいぶ下のほうは芝の状況もいい状況ですんで、あの部分でもし申請等上がってくれば、ゲートボールの使用は大丈夫だというふうに考えております。

それと、トイレのほうなんですけれども、もともと津波避難施設として整備している状況ですので、トイレは現在はないです。ただ、災害時には防災用に、上の防災倉庫の中には緊急トイ

レの、携帯式のトイレがあるというふうには聞いておりますけども、あとは現状につきましては、今後供用開始をしまして、使用している方々からそういう要望等が聞き取りながら、トイレの設置につきましても、要望等を考えながら、来年度に向けて必要であれば予算等も考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 平山委員。

○委員（平山清海） 公園と名がつけば、トイレは必要なんじゃないですか。私そう思うんですけど、まさか保育園に借りに行くってわけにもいかないでしょうから、ぜひともトイレは必要だと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 平山委員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ご指摘ありがとうございます。そういう要求、こちらのほうで要望があったということ、心にとめ置きまして、また今後市民の皆様からのお話も聞いていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時10分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 内 保

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 3 0 年 6 月 1 8 日（月曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成30年6月18日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3 号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 請願第 2 号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

出席委員（6名）

委員長 飯 嶋 正 利

副委員長 高 橋 秀 典

委員 景山 岩三郎
委員 伊藤 房代

委員 向後 悦世
委員 有田 恵子

欠席委員（１名）

委員 木内 欽市

委員外出席者（１名）

議長 島田 和雄

説明のため出席した者（２１名）

教育長 諸持 耕太郎
社会福祉課長 角田 和夫
子育て支援課長 小橋 静枝
庶務課長 栗田 茂
体育振興課長 花澤 義広
環境課長 井上 保巳

学校教育課長 佐瀬 史恵
高齢者福祉課長 浪川 恭房
保険年金課長 遠藤 茂樹
生涯学習課長 高安 一範
健康管理課長 木内 喜久子
その他担当職員 １０名

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳
副主幹 黒柳 雅弘

事務局次長 池田 勝紀

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

連日、梅雨寒のような天気が続いております。委員の皆様には、体に気をつけていただいて頑張ってください。

木内欽市委員のお母様がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りいたしたいと思えます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、島田議長にご出席をいただいております。ご挨拶をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました8議案と請願2件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして諸持教育長よりご挨拶願います。

○教育長（諸持耕太郎） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたしました議案は、全部で8議案でございます。その内訳は、まず、予算関係で1議案、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、次に、条例の新規制定としまして1議案、議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、また、条例の一部改正としましては6議案で、議案第4号、旭市介護保険条例の一部改正、議案第5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正、議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） はい、お願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） それでは、順次、自己紹介させますのでよろしくお願いします。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課長の佐瀬史恵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課長の角田と申します。2年目です。よろしくお願いします。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課長の浪川恭房でございます。2年目となります。よろしくお願いします。

○生涯学習課長（高安一範） 生涯学習課長の高安です。よろしくどうぞお願いいたします。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課長の栗田です。よろしくお願いします。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 保険年金課長の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（小橋静枝） 子育て支援課長の小橋と申します。よろしくお願いいたします。

○体育振興課長（花澤義広） この4月に体育振興課長になりました花澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康管理課長（木内喜久子） 健康管理課長2年目になります木内です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長（井上保巳） 環境課長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月8日に本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての8議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算（第1号）の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

初めに、歳出から説明いたします。

3款4項1目、説明欄1、生活保護総務事務費の電算業務委託料182万5,000円ですが、生活保護の基準は5年に一度定期的な検証が行われており、今年10月から見直しが実施される予定です。見直しによる基準額の変更のほか、進学準備給付金の創設などの法改正後の制度に適應するため、保護決定や経理等を行っている電算システムを改修するものです。

次に、歳入についてですが、7ページに戻っていただきます。

13款2項2目1節、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金81万円ですが、歳出で説明いたしました電算システム改修の補助金です。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第4号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

有田委員。

○委員(有田恵子) 質問でもないんですけども、書かれている共生型地域密着とか指定療養、通所介護、介護医療院とか、なれない言葉、新しいサービス、旭市でこれらをやっておられますか。それともやる予定のところはございますか。

○委員長(飯嶋正利) 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 今のところ、本市ではやる予定はございません。

以上です。

○委員長(飯嶋正利) ほかに何かありませんか。

高橋委員。

○委員(高橋秀典) 今、有田委員のことに関連するんですけども、ちょっと勉強が追いつかな

いほど目まぐるしくいろいろ変わってくるので、特に施設累計について、これはお願いなんですけれども、ちょっとこういった施設の、累計ごとに一度整理していただいて、それに該当するような施設が旭市にどこがどれだけあるのかということを含めて、一度資料をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 手持ちというか、私たちの資料の中でございますので、それは提供できるものでございますので、後で提供したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

有田委員。

○委員（有田恵子） 介護保険のサービスのパンフレットとか、そういうのを見るときに、こういったいろいろなサービスが日本の国で決まったことがあるんですけども、そういうサービスがありますよというような説明書きが旭市のパンフレットにも書いてあるんですけども、実際にサービスの指定を受けている業者はいなかったり、そういうサービスをやる気がなかったり、市のほうもやる気がないのか、業者も出てこないのかよく分かりませんが、それならそれで、このサービスは実際行っていませんというような一言文言を入れていただきたい。信じて疑わないで読んでしまうので、あるならある、さっきちょっとおっしゃった質問がありましたが、似たような感じなんです。こういうのを何が何だか分からない状態で聞かされても、実際、パンフレットとそごがあったりするわけです。その辺、まとめていただいて、何がサービスを受けられるのか受けられないのかというような話。これ国との問題があるとは思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、事業所はあるかないか、こういったものがあるかとか、また本市はどういったものがあるか、またはないかということでございますが、まず、うちのほうで出している健やか介護保険利用の手引きというものがございまして、その中に利用できるサービスが各在宅サービスから施設サービス、そういったいろいろな各種のサービスが載っております。その中で、実際にはうちのほうにない施設もございまして。それについて本市では該当する施設がないとか、そういったものをちょっと工夫しまして、今後のパンフレットのつくり方を検討してみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） よろしいですか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） サービスの利用をしているというところのパンフレットがありましてね、1枚。それを市の人は利用しているというところに丸がついていたりするんですよ。じゃあ、あるかなと思うわけですよ、市の中に。そうしたら、市内で利用している人がいるというような話で、ちょっと混乱するんですよ。分かりますか、言っていること。分かりますよね、関係者だから。それがやっぱり何が何だか、我々みたいな介護の世界のプロであっても分かりづらい。そうすると一般の市民はもっと分からないと思いますね。ああいうパンフレットの書き方とか、もうちょっとやっぱり親切に書いていただかないと、そういうことでよろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、ご質問にお答えいたします。

今のご質問の中で、うちのほうにある資料としましては、例えば事業所で何があるとか、そういった事業所の種類とか、そういったものの一覧表になっているパンフレット、資料等がございますけれども、その施設で何人市内で利用している、また、市内の人が市外の施設で何人利用しているというような資料はございません。また、そこまでの資料が必要かどうかというのも、実際に利用者にとっては必要かどうかというのはちょっと検討してみたいと思います。そういった中でまた整理をして、そういった事業所、また今、先ほどお見せしたパンフレット、そういったものを工夫して、よりよい使いやすいものにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校教育課長(佐瀬史恵) 議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

有田委員。

○委員(有田恵子) 第10条の4項、教員免許に規定する免許証を有する者、この免許証というのは小学校の普通免許でしょうか。それと今、免許証というのは更新しないと、教育課長に教えていただきたいんですけども、そういう免許証があったって更新なんかしていない人はいっぱいいますから、それは使えるのかどうか、その辺のところですね。やりたい人はいっぱいいると思うんですよ、60過ぎて。しかし、大分前にやめたとかいうの、そういうのは大丈夫でしょうか。

○委員長(飯嶋正利) 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(佐瀬史恵) ご承知のように、免許法の改正がありまして更新制度が始まりました。ここに載っております放課後児童クラブの支援員に関しましては、更新を受けておらない、つまり失効の形になっていても大丈夫でございます。授業をするわけではございませんので、更新制度には当てはまりません。

以上でございます。

○委員長(飯嶋正利) 有田恵子委員。

○委員(有田恵子) これ小学校、中学校、高校の免許証は関係なくですか。小学校に限定されていきますか。

○委員長(飯嶋正利) 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(佐瀬史恵) 小学校に限定されておりません。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、屋内運動場防災機能強化工事について申し上げます。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事については、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に、5月29日に契約し、工事に着手したところでございます。工期は来年1月を予定しております。

なお、干潟小学校につきましては、本年度工事を着工する予定でしたが、財源として見込んでおりました文部科学省の学校施設環境改善交付金が採択されなかったため、やむを得ず工事を延期することといたしました。引き続き国の動向を注視しながら、追加採択があった場合は即時申請ができるように準備を進めております。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、体育振興課より資料はございませんが、2点ほど報告いたします。

1点目は、「未来（あした）への道 1000km縦断リレー2018」につきまして報告いたします。

今年で6回目になります東日本大震災の被災地域を縦断する「未来（あした）への道 1000km縦断リレー」が開催されます。主催は、東京都及び公益財団法人東京都スポーツ文化財団で、7月24日に青森県をスタートし、8月5日日曜日に銚子市から飯岡みなと公園、いいおかユートピアセンター、東総文化会館を中継し旭スポーツの森公園をゴールとし、翌8月6日月曜日には旭スポーツの森公園をスタートし干潟小学校を中継し匝瑳市へ向かい、8月7日に東京都立駒沢オリンピック中央広場を最終ゴールとする全1,311.9キロメートル、150区間の行程で行われます。

旭スポーツの森公園でゴールの時には、昨年と同様に中学校吹奏楽の演奏やゲSTRランナーとのウェルカム交流イベントを予定しています。また、スタート時にはお囃子などを含むスタート式を予定しております。

2点目ですが、試行で行われておりました8月の月曜休館の体育施設開放の取りやめについて報告いたします。

平成 26 年より、さらなるスポーツの振興を図る目的で飯岡地域の体育館、野球場、庭球場の 3 施設及び干潟地域のさくら台野球場、庭球場の 2 施設を 8 月の月曜休館日に開放してまいりましたが、平成 29 年度の月曜開放、4 日間の実績といたしまして飯岡体育館が 4 件、飯岡庭球場が 1 件で 27 名の利用でした。干潟地域の施設利用はありませんでした。

また、スポーツ合宿等の関係もありまして、宿泊施設等の意見も伺いましたが、取りやめに関して同意をいただいております。

以上のように、利用状況が低下しているため、試行を取りやめ、通常の月曜休館に戻すことといたしました。

なお、市民への周知は既に市のホームページに掲載しております。

以上で、体育振興課の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告が終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） では 1 点、1000 k m リレーの件ですけれども、このイベントといいますかリレーがオリンピックの聖火リレーのコースになればということで、非常に期待されてずっとここまで続いているわけですけれども、その辺の動向について、結構期待の声もあるわけですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 1,000 k m 縦断リレーですけれども、確かに東京オリンピックの聖火リレーを視野に入れたルートを走り、被災地を応援する目的で平成 25 年から始められたものです。

今年の 4 月に東京オリンピック・パラリンピック組織委員会のほうから、聖火リレーが 47 都道府県を回って日数の配分が発表されました。千葉県は 3 日間と示されたわけなんですけれども、そういった関係で今年の 1,000 k m 縦断リレーが聖火リレーのルートと既に決まったような誤解をされては困るという回答が東京都がありました。ただ、東京オリンピック聖火リレーを視野に入れたルートというのは、そういう思いは変わらないよと、東京都からそういったご回答をいただいております。

市のほうも被災地の応援と聖火リレーのコースになるという可能性が高いと言われておりましたので、それでうちのほうも協力してまいりましたので、当然聖火リレーのコースになると思

いはありますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） ぜひやっぱ待ちではなくてプッシュして、実際に実現するようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（飯嶋正利） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります高橋秀典議員より説明をお願いいたします。

高橋秀典議員。

○紹介議員（高橋秀典） よろしくお願ひいたします。また、審議に貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

当該の請願であります、まず、第1号であります「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」についてであります、請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関

係団体であります、こちらの団体、構成団体といたしまして、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、また県内の小・中・高等学校の校長会、教職員組合、そしてPTA連絡協議会と、まさに県教育界が一丸となって文字どおり子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する、そういった団体でございます。

請願の趣旨でございますが、お手元の文書にありますとおり、これまでどおり国民に等しく義務教育を保障するためには、義務教育費の国庫負担は不可欠であります。一定の教育の質、これを国民に等しく担保すべきものであり、万が一これが崩れますと多大な財政負担を地方自治体に課すことになりまして、厳しい地方財政をさらに圧迫、ひいては教育の地域格差を引き起こすということも考えられます。

したがって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するものでありまして、どうぞ採択いただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、第1号について、学校教育課から意見を述べさせていただきます。

今回の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願は、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小学校長会、中学校長会、ほか千葉県の教育界を代表する22団体でつくる子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請願でございます。会長は、茂原市教育委員会教育長職務代理者でございます。

未来を担う子どもたちの健全育成をつかさどる学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保が必要不可欠です。その財源措置として、教職員に係る給与費の3分の1を国が分する義務教育費国庫負担制度がありますが、その負担の割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もあります。

さらに、事務職員、学校栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれております。

全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤が、この義務教育国庫負担制度であると考えます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がありました、何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、続いて請願第2号について、紹介議員であります高橋秀典委員より説明をお願いいたします。

高橋秀典議員。

○紹介議員（高橋秀典） それでは、第2号でございます。「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」に関してでございますが、請願者は第1号と同じであります。子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会でございます。

申し上げるまでもなく、教育はこれからの日本の未来を担う子どもたちを心豊かに、そして健やかに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く関係も変化し、教育における諸課題はもちろんであります、子どもたちの安全確保等においても多くの課題が山積しております。

こうした中、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があり、一方で教育の無償化等、議論されて進んでいるところではありますが、まずは基本となる部分としてお手元の文書にあります項目を中心とした予算がしっかりと確保されることが大前提であります。ぜひ平成31年度に向けての教育予算の拡充、充実を国に対し、しっかりと働きかけていただきたいと思いますので、採択をいただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課より意見を申し上げます。

請願第2号は、請願第1号と同一の団体からのものでございます。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童・生徒の学力向上に直結することです。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組み、就学援助や奨学金事業に係る予算の拡充を求めることは非常に重要なことと考えます。特に教科書無償制度は経済状況からだけではなく、教育を受ける権利が

等しく保障されていることから維持していかなければならない制度でございます。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、安全・安心な学習環境を保障するためにも、学校施設のさらなる整備が必要と考えます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま担当課より参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） この請願の中に不登校や何かにも予算をとというようなことでありますが、不登校は現実にはテレビや何かを見ていると増えているということですがいかがでしょうか、ちょっと実態を教えてください。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 不登校に関しましては、手持ちに数字がございませんけれども、カウンセラーが不登校の児童・生徒に対してきめ細かく対応しております。昨年の例で申しますと、スクールカウンセラーが不登校に関する相談案件は 31 件相談に乗っております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） テレビや何かマスコミ関係のニュースや何かを見ていると、不登校が増えているように感じています。やっぱり不登校を解消するにはいろいろな作業が必要だと思うので、予算も十分必要だと思っていますので、より一層不登校をなくすような、持っていく方によっては、不登校の生徒が非常に頑張ったりというような事例もあるみたいで、千葉市のほうにもそういうどっちかといったら普通の学校教育がまともに受けられなかったような、そういう児童を集めてやっている学校があるみたいで、そういうところでも、前は結構おもしろいつぱりお兄ちゃんみたいな生徒がいたり何かしていたのが、今はみんないい子になっちゃって、かえって学校がつまらなくなっちゃったというような指導者もいるくらいですので、ぜひ予算をしっかりと拡充して頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦勞さ

までした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時 0分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第1号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、請願第2号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（飯嶋正利） 続いて、討論を省略し採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」の採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択する意見に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決定しました。

以上で、本委員会に付託されました請願審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（飯嶋正利） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備しておきたいと思います。事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長（飯嶋正利） 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転化する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21 世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） この意見書案なんですが、政府は国家財政の悪化から同制度を見直しとあるけれども、政府は国家財政の悪化からという部分、これそういう事情を入れなくてもいいんじゃないかなという気もしますが、また検討していただければと思います。

政府が同制度を見直し、その負担をとったほうがいいような気がしますがどうでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） ただいま向後悦世委員より、意見書の本文、上から 6 行目の本文を、国家財政の悪化からというのはとるということですか。ご意見がありました、いかがでしょうか。

それでは、その部分を削除するということでご了承いただけますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、本意見書の本文の 6 行目、国家財政の悪化からというものを削除すると変更することにしたいと思いますが、そのほかに意見はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようでございますので、請願第 1 号の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」は、ただいまご協議いたしましたとおりにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、本意見書につきましては、ただいま協議いたしましたとおりに準備を進めたいと思います。

続いて、請願第 2 号の意見書についてご協議をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）をご覧いただきたいと思います。意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成31年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に諮ること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条例を整備すること
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレの設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 1 番と 6 番、どこが違うんでしょうか。

震災からの教育復興にかかわる復興支援、現状、出ているんじゃないですか。それを教育に回すことはできないですか。6 番というのは、もともと危険なとか老朽とかの問題ですけれども結局は一緒。1 本にできないですか。分けないといけないですか。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 復興予算とまた校舎の設備費、お金の出どころが要は違うので、だから別項目で分けられているという意味です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何か。

有田さん、よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようでございますので、請願第 2 号の「国における平成 31 年度教育予算拡充に関する意見書」は、ただいまご協議いただきましたとおりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 異議がないようでございますので、本意見書につきましては、ただいまご協議いただきましたとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思っています。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（飯嶋正利）　これで本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時１５分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

総務常任委員会

平成30年6月19日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成30年6月19日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管
事項

議案第11号 財産の取得について

議案第12号 財産の取得について

議案第13号 財産の取得について

議案第14号 財産の取得について

議案第16号 専決処分の承認について

議案第17号 専決処分の承認について

議案第18号 専決処分の承認について

《付託陳情》

陳情第 3号 東海第2原発の再稼動と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情

出席委員（7名）

委員長 宮 澤 芳 雄

副委員長 米 本 弥一郎

委員 高 橋 利 彦

委員 島 田 和 雄

委員 伊 藤 保

委員 遠 藤 保 明

委員 片 桐 文 夫

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（27名）

副市長	加 瀬 正 彦	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
消防長	川 口 和 昭	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	税務課長	石 毛 春 夫
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	市民生活課長	宮 負 賢 治
学校教育課長	佐 瀬 史 恵	会計管理者	松 本 尚 美
その他担当 職員	1 5 名		

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

昨日、発生いたしました大阪での震度6弱の大震災におきまして、4名の方のとうとい命が失われました。改めてご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された大勢の方にお見舞いを申し上げます。

私たちのまちも7年前、大変大きなダメージをこうむった震災がございました。今、振り返って、本当にあのときの職員の努力とその能力の高さに改めて感謝をしているところであります。その節は本当にお疲れさまでした。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、高木寛議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で8議案でございます。

内訳は、予算関係が1議案、これは議案第1号の平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項でございます。

次に、財産の取得について、これが4議案でございます。議案第11号の庁用バス車両1台の購入、議案第12号の消防ポンプ自動車、これはCD-I型でございますけれども、この1台の購入、それから議案第13号の小型動力ポンプ積載車4台の購入、それから議案第14号の食缶前処理装置付洗浄機及び移動台一式の購入でございます。

次に、議案第16号から18号までの3議案でございますが、これは専決処分の承認についてでございます。議案第16号は、旭市税条例等の一部改正、議案第17号は旭市都市計画税条例の一部改正、議案第18号は、旭市国民健康保険税条例の一部改正でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔・明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日でございますけれども、人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） どうぞお願いします。

○副市長（加瀬正彦） それでは、順次、自己紹介させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○総務課長（飯島 茂） 総務課長、飯島でございます。

○企画政策課長（阿曾博通） 企画政策課長の阿曾でございます。よろしくお願いいたします。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○消防長（川口和昭） 消防長の川口です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（伊藤義隆） 秘書広報課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（小倉直志） 行政改革推進課長の小倉でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課長（石毛春夫） 税務課長の石毛です。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（伊藤義一） 監査委員事務局長、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○市民生活課長（宮負賢治） 市民生活課長の宮負です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（松本尚美） 会計管理者兼会計課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課長の佐瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、財産の取得について、議案第12号、財産の取得について、議案第13号、財産の取得について、議案第14号、財産の取得について、議案第16号、専決処分の承認について、議案第17号、専決処分の承認について、議案第18号、専決処分の承認についての8議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号につきましては、本会議において補足説明を申し上げ、そのとおりでございますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いいたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第11号、財産の取得についてですが、入札の経過及び契約締結内容につきましては、本会議において財政課長より説明があったとおりです。私からは、市バスとして運行予定の庁用バス車両について補足して説明申し上げます。

市バスは、現在、2台で運行しておりますが、そのうち2号車のほうが平成8年7月の登録ということで、間もなく購入から22年を迎えます。この車の走行距離は、この3月の末で62万4,000キロとなりまして、老朽化が進んでいることから買い替えを行うものでございます。

購入するバスは、現行の2号車と同じく座席数が33、補助席7、乗務員席2の合計42人乗りで、メーカーはいすゞ自動車でございます。

以上で、議案第 11 号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 11 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 市バスの利用については、どうしても重複してしまう部分があると思うんですよね。例えば夏休み期間中、各学校でいろいろ遊びに行きたい、そうなりますと、使える組織は無料で使える、しかし、使えない組織は全額負担と、そこにかかなりの不平等感があると思うんですが、そんな中でバスを購入しないで助成金制度をとる、そういうことをなぜ考えなかったのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） バスの利用の関係ですけれども、実際にお使いになっているのは、昨年度は小・中学校が使用の 62.5%を占めております。これは各種部活動でいえば大会、そういったものとかでございまして、これは子ども会での観光的なものには使ってはおりません。学校での活動という中で使っているわけでございます。

それからまた、利用の内訳としては、さらに申し上げますと教育委員会、それから市の行事、そういったものも合わせますとそれで約 31%ほど使っているという状況でございます。学校がかなり多いという中で、補助金ですけれども、学校と市の使用が多いということでございまして、補助金ということになりますとまた父兄の負担とかも生じるというのがございまして、これまでと同様の形で運行していきたいということで買い替えというのを進めてきたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 補助金となったら父兄の負担が増えるということでございますが、私、さっき質問したのは、使えるところは全く無料で使えるんですよ。しかし、使えないところは全額負担なんですよ。それでは不平等だと思うんです。やはり行政は平等に取り扱っていく、そういう中で平等にするためにも補助金制度、これがいいと思うし、市バスが六十何%ならもっと利用を増やすために例えば子ども会で、学校だけではなく子ども会にも対象を広げて、それで市バスであればもっと利用率を増やすのが本当だろうと思うんですが、どのようにお考えなのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 子ども会の関係ですけれども、子ども会には助成をしております、子ども会のほうは市バスは使わないというような形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 参考のためにお尋ねしますが、バスの利用に対しては、子ども会にかかわらずどういう助成をしているか。それからさっき答弁漏れがありますが、利用率がちょっと低いようですが、高める検討をしたのかお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） さっきも申し上げましたけれども、今、確かに利用率ということでございますと2号車、昨年度が48.5%ということでございます。延べ日数が359日ありまして、そのうち174日稼働したというような状況でございます。

そういった中で、市のバスということで市の行事、学校の行事、そういったものを中心に使っていると。学校間におきましては、みんなが使えるような格好に調整しているというような状況でございます。

それから周知、さらに利用率の向上というところでございますけれども、使用の受付が2月という中で、早目に申し込んでいただいて調整しながら使っていただくということでございます。どうしてもこれは観光目的には使えないというような事情がございますので、その辺にはご理解いただきながら利用いただければと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま高橋委員から助成金の関係ということで、助成金を所管しておりますのが生涯学習課だと思いますので、ちょっと資料を取り寄せて後でご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） 生涯学習の所管だと思いますので、今、資料を取り寄せて、この委員会中にできれば報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 分からなければ分からなくていいですけども、ただ、課長、学校行事、調整ということですが、これ調整きくんですか、その辺は。教育関係の方がおりますので答弁いただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校行事は調整できるかというご質問についてお答えします。

通常、学校では前年度に行事のほうを作成いたしまして、市バスに関しましても校外学習が中心です。それから中学校は部活でも使わせていただきますが、途中から入ってくる例もありますけれども、校外学習などは年間計画のほうで決まっております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 校外学習は年間で決まっていればそれで調整がつくかも分かりませんが、部活なんかは調整きくんですか。その辺お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 部活動につきましては、大会の日程が決まりませんとできませんので、前年に決まる場合もありますし、その年になってそれから決まる場合もあります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 部活で例えば小学校で大会に行くとなれば、大会というのは多分日にちも決まっていると思いますよね。そこに3校でも4校でも行く場合、これはどうするんですか。2校は早い話が市バスを使えたから無料、後の学校は全額PTA、父兄の負担になる。これは差がついちゃうと思うんですよ。そういう中で、なぜ平等に取り扱えるように補助金、助成金制度にできなかったかということなんです。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 助成につきましては、当課のほうからはご回答はできないと思いますが、市バスを順に使っているという話ですけども、例えば小学校音楽会などで市バスを使わせていただいております。ただ、2台しかありません。小学校は15校でございますので、年間サイクルを全部決めてありまして、例えば1番と2番の学校は市バス、3番以降は学

校で民間のバスを調達する。それを順繰り、順繰りに決めているような状況もございます。

以上です。

○委員（高橋利彦） だからそこは不平等になるよということなんです、これでは。片一方は無料、片一方は全額負担。だから平等にするために、バスを購入しないで補助金制度にしなかったのか、そういうことなんです。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 先ほどの子ども会の件もそうだったんですけども、合併当初は子ども会の利用というのがあって、現実には子ども会でそれで行ったところ、行かなかったところ、不平等でしょうということがあって、子ども会については1台金額を定めて、子ども会全体が使えるような形で補助金に直しているということであります。

それ以外のところ、市のバスでありますから、あくまでも学校行事等、今、6割ぐらいと言いましたか、それとそれ以外の社会教育、そういったものに使っているわけであります。学校行事もできる限り年度の当初で調整しているわけでありまして、途中で飛び込んだもの、それが若干あるかもしれませんが、それらについてはある程度考慮した中で、例えば音楽会、今、学校教育課長が申し上げたとおり、年度で全部順番を決めていく、そういう形でいけば例えば何年か後でぐるっと回るという形になっていきますので、そういった形もとっているという、それは音楽会の例でございますけれども、それはレアケースであると思います。具体的には市バスを使うというのは、本来、教育目的でまず使います。それが最優先でまず入れるということがあって、市としてはそのためにバスを持っている。

あと助成の件ですけれども、全て何でもかんでも助成すればいいかということとはちょっと違うのかなと、そのように思いますので、当然不平等の中で例えば優秀な成績を上げて校外へ行く、それはまた別個にちゃんと助成制度を持っておりますので、その辺はそれぞれの部門、部門で実施しているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、市バスの利用が6割くらいということは、一般の企業では6割の利用では会社が成り立たないんですよ。その辺を十分考慮に入れた中で今後は検討していただきたいと思います。あと答弁を聞いても同じことの蒸し返しですから、いいです。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今の質疑に対するお答えということじゃなくて、先ほどのご質問に対す

るお答えということで、子ども会のバス利用に対する助成金について、資料が届きましたので、予算を管轄しております財政課の面からということでお答えいたします。

子ども会のバス利用に対する助成金でございますが、1回3万円の70台分、これを予算として組んでおりまして、使い方としましては子ども会の育成連絡協議会のほうに全額交付決定をして、その中で順次使っていただいている、こういうような形で進めているところでございます。

私からは以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第12号、財産の取得について、これは消防ポンプ自動車（CD-I型）1台の補足説明を申し上げます。

入札の経過と契約締結内容につきましては、本会議において財政課長より説明があったとおりでございます。

今回、仮契約を締結しました消防ポンプ自動車（CD-I型）1台につきましては、応札が5者ございました。落札者につきましては株式会社モリタ東京営業部が3,689万2,330円で落札いたしました。

車両は日野自動車の予定でございます。

主な装備としましては、四輪駆動、ABS装置、オールシャッター仕様です。

配備先につきましては、消防本部消防署でございます。現有する車両は平成9年に配備し、21年が経過しております。老朽化により性能低下した車両の更新をお願いするものでございます。

納入期限は平成30年12月26日です。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第 13 号、財産の取得について（小型動力ポンプ積載車 4 台）の補足説明を申し上げます。

入札の経過と契約締結内容につきましては、本会議において財政課長より説明があったとおりでございます。

今回、仮契約を締結しました消防団用の小型動力ポンプ積載車 4 台につきましては、応札が 4 者ございました。落札者につきましては、千葉市の株式会社清水商会在総額で 2,703 万 7,352 円で落札いたしました。

配備先につきましては、旭地域西琴田地区を管轄します第 7 分団第 2 部、飯岡地域の上永井、南町を区域とします第 1 分団第 1 部、干潟地域萬歳、櫻井地区を管轄します第 1 分団第 2 部、同地域の萬歳、関戸、溝原地区を管轄します第 1 分団第 3 部となります。それぞれ現有する車両は、平成 11 年に配備し 19 年が経過しております。老朽化により性能低下した車両を消防団車両整備計画に基づきまして更新をお願いするものでございます。

納入期限は平成 30 年 11 月 30 日でございます。

以上で、議案第 13 号の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 13 号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第 13 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 14 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第 14 号、財産の取得について（食缶前処理装置付洗浄機及び移動台）の補足説明を申し上げます。

入札の経過及び契約締結内容につきましては、本会議におきまして財政課長より説明したところでございます。

私のほうからは、今回購入する食缶前処理装置付洗浄機及び移動台につきまして補足して説明を申し上げます。

第一学校給食センターで現在使用している洗浄機につきましては、設置から 17 年が経過し、構造部材の劣化や修理、交換部品の製造中止の状況が発生しております。今後、洗浄能力の低下を防ぐとともに、安心、安全な給食を提供するためにも更新の時期と考え、移動台と合わせ

て購入するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 14 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 1 点聞きたいんですけども、この食缶前処理装置付洗浄機というのは、簡単に言うと食器を洗うやつなんですか。2 か所給食センターがありますけれども、もう 1 か所のほうはどのぐらいで更新するつもりでいるのか、予定がありましたらお答えをお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員の質疑に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） もう一つの第二給食センターにつきましては、保守とか点検を繰り返しておりますが、現在のところ予定はございません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 14 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 16 号について補足説明がありましたらお願いします。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課から、議案第 16 号の専決処分の承認につきましてですけれども、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 16 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 16 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 17 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 続きまして、議案第 17 号の専決処分の承認につきましても、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 17 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) 特にないようですので、議案第 17 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 18 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(石毛春夫) 続きまして、議案第 18 号の専決処分の承認につきまして、これも本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いします。

○委員長(宮澤芳雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第 18 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(宮澤芳雄) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮澤芳雄) 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は原案のとおり承認されました。

議案第 17 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は原案のとおり承認されました。

議案第 18 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、平成 29 年度道の駅季楽里あさひ実績報告という 1 枚の裏表のやつがございますので、ご覧ください。

平成 29 年度道の駅季楽里あさひ実績報告についてご説明いたします。

今定例会の報告第 8 号で、株式会社季楽里あさひの事業経営状況を報告させていただいておりますが、加えて部会別売上げと平成 29 年度末の出荷者数について、資料に記載のとおり報告いたします。

以上で、企画政策課の所管の報告を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと参考のためにお聞きしますけれども、早期純利益が 1,600 万円というところでございますが、これはただ手数料から経費を引いた金額になるわけでありまして、一般の企業でありますと建物の減価償却とかいろいろやっているわけですね。ちなみに建物、什器類の減価償却というのは、年間幾らになるのかお尋ねをします。

それと施設全体の来場者数、107 万人ということになっておりますが、私、ちょっと前に計算したことがあるんですけれども、あの駐車場のスペースからして 107 万というのはかなりの人数になると思うんですが、その辺どういうふうに見ているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質問に対して答弁をお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 道の駅全体の減価償却でございますが、これは年額にいたしますと 2,620 万円ほどになっております。このうち株式会社のほうで使っている営業面積相当になると 2,100 万円ほどになります。差引き分は要は公的な部分という形になりますので。

それで 107 万人の根拠といいますか、これにつきましては、レジ通過者数の 2.05 倍ということでカウントしております。実際、5 月の連休とか土日は駐車場からあふれちゃって、隣の通路だとかのほうにもちょっと車があふれているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 減価償却 2,600 万円ということでございますが、補助金は差引いた中で残りのほうを減価償却として計算するわけですね。その中で建物の耐用年数は何年なのか、それと什器類は平均何年ぐらいになるのか、機械器具ですね。ですからこの減価償却の計算というのは、例えば建物を 1 億で建てた、補助金が 5,000 万円あるから残りの 5,000 万円が減価償却の対象になるわけですよ。そういう計算になるでしょう。その辺お尋ねをします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 建物はたしか 39 年でございました。機械器具、これは 8 年で計算した結果が 2,600 万円ということでございます。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、建物のほうは 6 億 7,683 万 6,000 円ということでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 建物 6 億ちょっとでしょう。それで 40 年にしても、そうすれば半分くらいは補助金が出ると思うんですね。そうなった場合、額が約 3 億、3 億を 40 年で割るとすると年間 8,000 万、何でそういう数字になるんですかね。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 国庫補助は 1 億 3,900 万円いただいております。県が 600 万円いただいております。あと財源は特別交付税がございました。それで結局減価償却の対象にならない部分というものもございまして、総工費から駐車場の分だとかトイレの部分というものは除くということが、これは道の駅というものの捉え方として 24 時間いつでもトイレに行けるというような形でなっておりますので、あくまでも季楽里のほうで使う部分については、営業している部分が季楽里のほうで使っているという部分でありますのでお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 土地なんかは減価償却になりませんが、建物は全部減価償却の金額になるわけです。そこから補助金を引いたものが今度減価償却する際のもとの金額になるわけです。それが 6 億何千万かって国から 1 億ちょっと補助金として来て、残り約 5 億でしょう。それが 38 年の償却ですか。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 38 年でも 39 年でもそんなに変わりないですよ。単純に計算したら 1 億から

減価償却、早い話が経費がかかるわけですね。ちょっと計算が合わないと思うんですよ。そういう中で、よく利益が出たと言うけれども、これでは全然利益が出たことになっていないですよ。その辺、答弁お願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 建物はあくまでも市の所有物であって会社の所有物ではありませんので、会社のほうで減価償却するということはありませんのでよろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それは十分分かってますよ。ちなみにとさっき言ったでしょう、ちなみにこれを減価償却して一般の企業の会計に合わせたらということを聞いたわけです。市で償却しようが何しようが、市では償却ということはないですけども、そうしますと約1億の一般企業の企業経理の会計処理でやったら、1億からの減価償却があるわけですよ、そうでしょう。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 分かりました。申しわけありません。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ただ、実質それを企業会計と同じような基準でいったら、この利益というのはないということですよ。それは十分認識していただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（宮澤芳雄） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は退室してください。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時10分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第3号、東海第2原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情の1件であります。

なお、本陳情につきましては、陳情文書表に記載のほか、追加で16人の署名が提出されているほか、押印のない署名が45人分ありましたことをご報告いたします。

それでは、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、東海第2原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情書について、参考意見ということで申し上げさせていただきます。

東海第2原発においては、再稼働に向けて新規制基準への適合、設備の工事計画、20年間の延長運転の審査を平成26年から原子力規制委員会が行っているとのことでございます。

一方、東海第2原発を運営する日本原子力発電株式会社と周辺6自治体が、再稼働や延長運転をする場合には、事前了解を得る旨の協定を平成30年3月29日に締結しております。

そのようなことを踏まえ、原発の再稼働においては、原子力規制委員会において安全性をしっかり審査し、地元住民や周辺自治体の理解と支持を得て国の責任で判断すべきことであり、市として意見を申し上げる考えはありませんのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦勞さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 東海第2原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情ということで陳情が出されたのでありますけれども、この間の地震におきまして原発の事故が起きたということで、原発も安全ではないんだというようなことが周知されたわけであります。

そういった中で、今回、このような陳情が出てきたわけでありますけれども、この陳情につきましては、全くそのとおりだなというふうに私自身感じております。できればこういったような古いといいますか、40年というのは耐用年数なんですか、どういう言葉かちょっと表現が難しいんですけども、40年過ぎたら一応は40年で終わりにするといった施設だったわけでありますので、できれば40年でそのとおりやめていただければいいのかなというふうに、安全性が大事な施設でありますので、そういうふうに感じているところであります。

一方におきまして、この施設につきましては、会社と地元の周辺の自治体が稼働について協議して、周辺の自治体がこの稼働を認めなければ再稼働できないんだといったような取り決めもされました。そういったようなこともありますので、この自治体の判断につきましては、原子力規制委員会の判断というのもこれも関係してくるのかなというふうに感じております。そういった中で、この周辺の自治体自分たちとしては、周辺としてはどうするんだといったことがその後判断されてくると思います。

そういったことでありますので、私どもとしまして、旭市議会の議員としてどうするんだといったことを今判断するのはちょっと難しいなというふうに感じているところなんですけれども、賛否決めなければならないのかなと思っておりますが、大変悩んでいるというのが今の現状です。そういうことです。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかありますか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この問題につきましては、今から約7年前、大震災によりまして福島原発が壊れて、あれだけ遠い地域においての事故であったわけですが、旭市も野菜が売れないとか、かなりの被害を受けたわけですね。

そんな中で、東海となれば本当に近いところなわけです。ここで事故が起きたら、今度は野菜が売れないとか何とかそんな問題じゃなくて、野菜が売れないと同時に、この地域も人的な被

害もかなり出ると思うんです。

そんな中で、福島も全ての原発を廃炉にするということを決めたわけですが、福島県が。東海原発、再稼働してもあと 20 年なんです。古い原発を使った中でもし事故が起きたら、私は大変だと思うんです。そういうことからして、私は東海の原発の再稼働につきましては絶対に反対という考えでおります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかどうでしょうか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） いろいろ意見を聞きました。私は将来的に原子力に依存するというのは、これはちょっと厳しいと、私自身も反対ですけれども。今現在、国のいわゆる化石燃料、火力に対して 82%から 83%ぐらいのエネルギーを依存しているわけです。これは全て海外から購入しているわけです。

そうした中で、東海村の自治体そのものがどういうふうに、賛成か反対かという議論がまだ出ていないという意味もあります。それから東海村を含めた 6 市町村もまだ意見が出ておりません。そういう中で、この陳情をまるっきり反対というわけにはいかないと思うんですね。ですので、私はこれもう少し新基準にのっとったこの結果が出るまでもう少し待つてはどうかと、このように思いますということで継続審査をお願いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） そのほかどうでしょうか。

片桐文夫委員。

○委員（片桐文夫） 今、高橋委員が言ったように、私も 7 年前に農作物の関係で結構農家の人もなっています。いまだにまだ年間何回か検査をするような状態だと思います。また、これを行った場合には人的被害も出るかなと思いますので、私個人的には廃炉に向けて賛成という考えでおりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 遠藤保明委員。

○委員（遠藤保明） 皆さん、反対という意見が多いと思いますが、私もそういう意向に思っています。ただし、近隣市町村の結果と原子力規制委員会の結果を待ってからでもよろしいかなという判断でいます。

○委員長（宮澤芳雄） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） 私もかなり老朽化している原発ということもありますので、運転期間延長は認めず廃炉という方向では皆さんとほぼ一致しております。

ただ、伊藤委員もおっしゃるように、まだ近隣6市村の意見が調整されていないということもあって、継続審議にするか、あるいは今回賛成するか迷っているところであります。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今、伊藤保委員から近隣市町村云々という話がありましたが、こういう迷惑施設というのは、その地域にはかなりの補助金みたいなものが出るわけでありまして。それといろいろな面で経済効果があるわけです。今、問題になっている柏崎でも、それからどこでも地元というのはだいたい賛成するんですよ。ごみの焼却施設一つとってもそうです。その地元はいろいろ補助金が出るから、ただ、周りに何の恩恵もないわけですよ。空港だってそうでしょう。空港の近くの市町村にはいろいろな補助金、騒音対策とかね。しかし、周りは何もないから、周りはただデメリットだけなんです。私はそういう意味からすれば、旭市は何のメリットもない。ただ被害をこうむるだけ。そういう中では、そういう地元云々は関係ないと思うんですよ。むしろただ単刀直入に我々の市町村はどういうメリットがあるのか、デメリットがあるのか、そういう観点からすれば、私はただデメリットだけです。反対という考えではあります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） せっかくの機会ですから、どうぞ意見を出し合っていていろいろと議論していただきたいと思います。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 今、高橋委員より意見が出ましたけれども、東海村のことを考えると、この原子力産業ができたのは60年前だと思います。60年間の中で村が潤っているという形です。ですので、これをもし廃炉にしようとするとなると非常に村の経済、村そのものが存立しなくなってしまうのかなという面もあります。

そういった意味からも、やはり恐らくこれ審査が通っても再稼働はしないだろうという私の考えですけれども、東海第2は。そうなるともっと福島の方が新しいわけですから、それが廃炉になっているということになると、恐らく国のほうでも代替エネルギーという研究がどんどん進んでおりますので、この審査結果は11月に廃炉化が決定するわけですけれども、それまではやはり慎重に見極めていきたいと、このように思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 伊藤委員の意見に反論するわけではありませんけれども、原子力発電で東海が潤おうが潤うまいが、人のことは関係ないと思うんですよ。まず自分の身が大事なんですよ。

ね。その中で旭市、この恩恵は何もない、ただ事故が起きたら全く被害だけ。その辺をやはり皆さん方十分考えたほうがいいと思うんですよ。原子力委員会、こういうこともあまり関係ない、これは専門家の話ですからね。まず自分の身、自分の地域、これをいかに守るかがやはり議会の役目じゃないかと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに意見ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 今、取りまとめますと、賛否に対するご意見もありました。また、継続して少し審査をしてはどうだというご意見もありました。採決する前に、継続審査をしたほうがいいのかどうかということについて、まず、この皆さんで決めてもらいたいと思いますけれども、それについての採決をしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。継続審査に対して賛成か、反対か。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） ですからそれを一つクリアしたら採決しますから。そういった意見がありましたので、よろしいですか。委員の皆さん、どうお考えですか。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時33分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（宮澤芳雄） 継続審査という申し出がありましたので、まず採決をするのか継続して審査をするのか、その意見がありましたので、その継続審査をするに当たり賛成か反対かの採決をしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） それではご異議なしと認めますので、継続審査にすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成少数。

継続審査は否決となりました。

改めて採決をいたします。

陳情第3号、東海第2原発の再稼動と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、陳情第3号は採択と決しました。

意見書案の説明

○委員長（宮澤芳雄） 続きまして、ただいま採択と決しました陳情第3号が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（宮澤芳雄） それでは、陳情第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、陳情第3号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付いたしました東海第2原発の再稼動と運転期間延長を認めず廃炉を求める意見書（案）をご覧いただきたいと思います。

意見書（案）を朗読して説明に代えさせていただきます。

東海第2原発の再稼動と運転期間延長を認めず廃炉を求める意見書（案）

昨年11月24日、日本原子力発電株式会社は、東海第2原発について、法律で定められた原子

力発電の運転期間 40 年制限を超えて、更に 20 年の運転期間延長を原子力規制委員会に申請しました。

福島第一原発事故から 7 年が過ぎましたが、事故の原因はいまだに不明であり、事故収束の目処も立っていません。現在も大勢の方が避難生活を余儀なくされています。

東海第 2 原発で事故が発生すれば、原発からわずか 80 k m ほどに位置する旭市は周辺地域とともに、福島第一原発事故以上の甚大な被害を蒙ることは明らかなです。

老朽化した上に、東日本大震災で被災した原発の再稼働は、市民に大きな不安をもたらします。

このような状況を踏まえ、東海第 2 原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉とすることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

なお、提出先でございますが、内閣総理大臣、原子力規制委員会委員長宛てでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） 内閣総理大臣に提出しているということで、国とあと原子力規制委員会の委員長と。

○委員長（宮澤芳雄） いいですか。

ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、陳情第 3 号の東海第 2 原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

ただいま採決において賛成多数、全員賛成ではありませんでしたので、ご協議をいただきたいと思います。意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。いかがいたしましょうか。

委員長と賛成議員。

○委員（島田和雄） 高橋委員、賛成者として名前を。

○委員長（宮澤芳雄） ただいま島田委員からのご意見のとおり、提出者は委員長と賛成者は高橋利彦委員とすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようですので、提出者は委員長と賛成者は高橋利彦委員ということで準備を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で審査は全部終了いたしました。

○委員長（宮澤芳雄） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄